



民間でやるものだと考えます。瀬棚区のような町支援で今後出来るのか、あるいはできないのか。

それからまた、例えば民間でグループホームをやりたいという方がいる場合に、国保病院の看護師寮や左股小学校、二股小学校など休校されている学校を貸していただけるのかをお聞きます。

答・町長

具体的な内容については、現在まだ民間等から申し入れもありませんので検討をしていないというのが実態です。

しかし、民間がぜひこの地域でグループホームを開設したいという申し入れがあれば、これから改めて検討することになると考えます。

問・再質問

ただいまの町長の答弁で、民間の参入も視野に入れるということですが、私も普通は

大成区都地区市街地の道路拡幅と街並み整備事業の推進に向けての要請活動について

大湯 圓 郷 議員

問

大成区都地区市街地の道路拡幅と街並み整備事業の推進に向けての今後の要請活動について、町長にその所見を伺います。大成区都市街地の住民にとってこの整備事業は、長年にわたる懸案事項であり期成会を結成しその都度要請活動をしてきた所であります。しかし今だ何ら先のメドが立っていないのが現状であります。

新町においては、街並み整備計画の基本的な計画いわゆるマスタープランの策定において同地区の整備事業を具体的に推し進めていくには、町自体がこうした計画を持ち道路改良事業推進と一体となった環境造りが不可欠であります。

北海道の道路整備事業計画にしっかりと組み入れられて行くように、今後は地域住民

期成会とよく連携を保ちながら、あらゆる情報を共有し行政と住民が一体となって事業達成にむけて、その準備を押し進めて行くべきと考えます。

引き続き国、道に強く要望

答・町長

町政執行方針でも申し上げましたが、大成区都地区市街

地の道路拡幅改良と街並み整備事業の推進については、私も早期に整備促進が図られる事を望んでおります。

新町においても交通網の整備の中、道道北桧山大成線の整備促進の中で富磯、上浦、都地区改良事業の促進についてと位置づけ、道に対して引き続き要望している所でございます。

去る十一月二十四日開催の土木行政懇談会においても、街並み再整備と合わせた交通アクセス網の早期着工を要望している所であり、更に現在



策定中の、せたな町過疎地域

自立促進市町村計画の交通、

通信体系の整備、情報化及び

地域間交流の促進及び集落の

整備の中でも盛り込んでおり

ますが、いずれにしても道路

敷地内に住宅が建設されてい

るなど今後解決しなければな

らない諸問題もたくさんあり

ます事から、地域に住まいさ

れている方の意向を十分聞く

とともに地域の積極的な協力

をお願ひしながら今後引き続き

き国、道に対し強く要請して

まいります。

います。

是非とも富磯上浦地区の改

良が終わるとされる平成二十

三年に、間髪入れず継続的に

都市街地の改良に着手できる

よう、その環境整備を今から

町と期成会と一緒にやって作

り上げていかなければならな

いと考えます。

都市街地は、道路用地の一

部に住宅がかかっているなど、

解決しなければならぬ諸問

題も山積みのようなようです。

今後は、こうした課題の勉

強会も含め、一年でも早く実

現できるよう、その準備を来

年から立ち上げる考えはない

か伺います。

答・町長

現在、帆越山から大成側に

向けて道道の改良工事が進ん

でおりまして、その後平成十

八年から二十三年の六年間を

かけて富磯上浦工区、これを

整備するという予定になって

おります。

私としては、この完成年次

二十三年に引き続きまして都

継続事業の見直しについて

菅原義幸 議員

投入費用と事業効果の関係を

再評価し、新町の財政実態に

見合ったものにすべきではな

いでしょうか。

新町の財政状況を見ながら 判断したい

答・町長

(一) ① 静穏海域の水揚げは平

成十五年一千二十七万円、十

六年二千五百五十五万円です。

② 別表のとおり。

③ この事業は十年間の計画で

したが、平成十年度に計画を

見直し、十五年度にある程度

静穏度が確保され、増養殖事

業に取り組んでいける形にな

りました。

ただ、外防波堤消波ブロッ

ク百メートルほどの整備が必

要であり、漁業者の声を聞き

ながら進めていきたいと考え

ています。

(二) 様々な継続事業を抱えて

工区の改良を進めていきたい
と考えておりますが、ただ、
現在問題指摘されている事項
につきましては、先ほども申
し上げましたように、道路敷
地内に住宅が建設されている
ことからその補償ができない
という土現の考え方がある。
それが一つと、民地間の用
地が確定をしていない、国調
がまだ入っていないというこ
となどから、この用地買収が
困難であるということは実は
土現の方から指摘されてお
ります。
そのことにつきましては、
これから地区の期成会等とも
十分相談を申し上げて、でき
るだけこういった部分での解
決に町側としても努力をして
まいります。

問

(一) 瀬棚港マリン・タウン・
プロジェクトについて

① 事業が開始された昭和六十

三年に町長は、「完成すると

静穏海域で十八億円位の水揚

げができる」と答弁しました。

かかり島から南側の静穏海

域における、平成十五年・十

六年の水揚げ額をうかがいま

す。

② 最近三年間の、工事請負業

者と請負金額について、町内

業者の下請け実績も含めてう

かがいます。

③ 当初事業の完成年度は平成

十年とされ、民間分を含む総

事業費は二百五十七億円と計

算されておりました。

しかし、総額三百億円を突

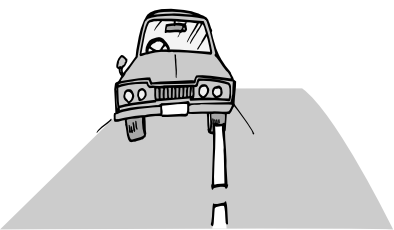
破した現在も、完成の時期は

定かではありません。

一定の段階で休止すべきで

はないでしょうか。

(二) この他の継続事業も、



いですが、事業評価をし、新町の財政状況を見ながら判断したいと考えています。

② 別表

年 度	工事請負金額及び請負金額	下請け業者
15年度	松本組 29,285万円 高木組 32,235万円	橋建設・細川建設工業
16年度	松本組 45,865万円 高木組 15,382万円	佐藤建設・細川建設工業
17年度	藤・富士サル・能登共同企業体 30,450万円 森川組 23,047万円	なし

問・再質問

(一)③マリントアンププロジェクトは、機能的な港湾都市創出を目的に、昭和六十三年に総事業費二百五十七億円でスタートしましたが、バブル経済の崩壊と同時に根本的な転換を余儀なくされました。平成十一年、見直しのための新計画を策定しましたが、これも実現性のないものでした。

新計画で示された「静穏海域での養殖事業収支試算表」によると、平成十一年度から十九年度までの九年間の水揚げは六億一千八百万円ですが、答弁に見られる通り、実現不可能な数字です。事業費の町負担金は五十億円、起債も四十五億円を越え、財政的ダメージを受けました。旧町は財政悪化のため、町民が納得しないまま町村合併に踏み切らざるをえなくなりました。この事業をそのまま新町に引き継ぐと、毎年一億二千万円の負担を強いられることとなります。

財政的に行き詰る前に、新計画書によく目を通し、事業休止のタイミングを正確に判断してください。

答・町長

(一)③マリントアンププロジェクトは議員ご指摘の通り、計画変更の中で、ずいぶんと長期になつてきております。また、静穏域内での水揚げも当初予定から見ますとずいぶん落ちてきている状況です。現在この静穏海域も、何年かで確保される状況まで来ており、消波ブロックはあと百メートル程度が必要です。増養殖事業を行うためには、なんとしてもこの部分の静穏度を確保しなければならぬので、これについては継続させていたがたいと考えています。

ただその後の内陸部の整備については、十分これから協議をさせていただき、費用対効果も考えながら、見直しをする部分も出てくるのではないかと考えています。

洋上風力発電事業について

問

①旧瀬棚町は一昨年、売電収入を得ることを目的として、七億円で洋上風力発電施設を建設しました。

平成十四年三月開催の瀬棚町議会洋上風車建設特別委員会で当時の町長は、年間四百六十六万KWを発電し、キロあたり十一円九五銭で売電すれば年間収入は五千五百万円となり、十七年間で三億五千万円の余剰金が生ずると説明しました。

特別委員会は同年五月、「十七年間の収支についても黒字が明確にされている」として「建設を強く推進するべきである」との調査報告書を議会に提出しました。

工事は、町長選挙直後の平成十五年一月に発注されましたが、平成十六年度の発電量は三百四十四万KWで計画の七十四%にとどまり、売電単価も当初の額を大きく下回りました。

洋上風力発電事業に対する

町長の政策的評価を伺います。
②この事業は、収支決算を明確にするために企業会計にすべきではないでしょうか。

町にとってプラス要因

会計は任意で適用するか

検討したい

答・町長

①環境問題を考えると、自然エネルギーを活用する流れは強くなると思います。

当町は風力資源が豊かで、全国に先駆けて実施した洋上風力発電事業は評価するところです。

しかし、平成十五年四月施行の新エネルギー特別措置法（RPS法）で売電方法が変わり、北海道電力のほかに関西電力にも売電しました。

単価は北電が三、三円、関西電は守秘義務契約とされていますが、売電単価が当初の単価からずいぶん下がったことは事実です。

発電量も当初計画の四百六十六万KWが四百二十万KWにさがり、十六年度実績では

三百四十四万KWでした。

落雷による減少分を補正しても四百二十万KWには到達しませんが、四百万KWまで落として再計算しても赤字で推移していくという計算になっております。

洋上風車をきっかけに運転開始する電源開発の風力発電事業で、固定資産税や法人税を見込めるので町にとってプラス要因になると考えます。

②風力発電の会計は、地方公営企業法や電気事業法上の位置づけでは企業会計に該当しませんが、任意で適用するかどうか、質問の趣旨も考慮し検討したいと考えます。

問・再質問

七億円もの巨費を投じたこの事業は、初めから採算の見通しがいいものでした。

①北電の買電単価は、一KWあたり三、三円で、関西電力との取引額を加えても予定単価を大きく下回ります。

②十六年度の発電量は、三百四十四万KWで計画の七十四%、売上高は三千百万円前後で、当初計算していた五千五百万円の六割にさえ届きません。

③風車の耐用年数を二十五年とすれば、均等償却で年あたり約二千八百万円の償却額であり、これに諸経費を加える

と赤字になると思われる。

④今のところ借金返済は利息のみで年間五百六十万円ですが、平成十九年度からは、年間二千六百万円から最大三千二百万円の元金加算され、支払いが困難になります。

⑤洋上風車の建設費は、陸上風車の二倍であり、不採算の最大の原因になっています。

これらは、着工前から予測されていたものですが、この認識を私と共有できるのか、町長の見解を伺います。

答・町長

旧瀬棚町の設置とはいえず、合併後は、新町が設置者ということとなりますので、町の責任も重大であるというふうと考えておりますし、そのように認識もしております。

心配される部分もありますので、今後とも、しっかりと注視してまいりたいと考えております。

さらに特別会計が企業会計にならないのかということにつきましても、バランスシ

トを作成するなど、地方公営企業法を任意で適用するかどうか、ということを含めて検討してまいりたいと思います。

町職員倫理条例の

制定について

問

①平成十二年に改正された北海道職員の公務員倫理に関する条例施行規則は、割り勘であっても、道職員が「利害関係者と共に飲食をすること」を禁止しました。

ところが旧瀬棚町において産業振興課長は、町長公認のもとで、関係業者との公費による飲食を重ねてきました。

高橋町長は新町において、職員のような行為を認めるのでしょうか。明確な答弁を求めます。

②町民の税金で関係業者と飲食することは、相互の関係を必要以上に親密にするものであり、関係業者と距離を保つべき公務員としては、許されない行為です。



旧瀬棚町時代のこのような行き過ぎた行為を正すために、新年度までに、道条例に準拠した「せたな町職員の公務員倫理に関する条例」を制定されますよう強く要求し、考えを伺います。

制定に向け検討

答・町長

①国においては平成十二年度から国家公務員倫理法を施行し、北海道では一連の不正経理の反省と再発防止対策の一環として、都道府県で初めて職員倫理条例を平成九年四月に施行しています。

当然のことながら、常勤特別職であるか一般職であるかを問わず、すべての町村職員は、倫理条例や規則等の有無にかかわらず、町民の疑惑や不信感を招かないように勤めなければならぬことは、言うまでもありません。

公費による会食は、せたな町食糧費・負担金及び交付金支出内規によって、適切・適

正に執行されることが肝要であり、拡大解釈にならないようにすべきです。

②職員の研修等の機会を通じながら、公務員としてのモラルの徹底と意識の高揚について指導を行うと共に、一定の規定が必要だと認識しています。

北海道のみならず、他市町村の先進事例を参考に、制定に向けて検討させていただきたいと考えます。

問・再質問

①②産業振興課長の公費による関係業者との飲食の問題は、平成十二年六月から一貫して指摘してきた問題です。

そのために取寄せた公文書も千ページを越えており、今日もその一部を議場に持参しました。

また同課長の出張も際立って突出しており、出勤簿に驚くような記録が残っております。

予算・決算特別委員会を含む議会における私の指摘に対

して本人は、誤りを認めないだけでなく、本年六月議会での当時の町長は、課長と関係業者の飲食を公然と擁護する答弁まで行いました。

関係業者との必要以上の親密な関係は公務員として許されないことであり、税金による飲み食いは問題外です。

財政健全化のために、鉛筆一本、コピー用紙一枚まで節約しているこのご時世に全くそぐわない行為です。

町長は、職員の意識改革を強調していますが、町職員倫理条例制定前であっても、このような飲食は、例外なく禁止すべきと思うが、町長の見解を伺います。

答・町長

①②先ほどの質問が仮に事実であるとしたならば、やはりこのような町職員と関係業者との飲食は、適正ではないと考えております。

したがって、せたな町食糧費・負担金及び交付金支出内規の適切・適正な執行を



させていたただきたいと思っておりますし、内規の拡大解釈につながらないように配慮してまいりたいと思っております。条例の制定については、条例まで作るのがいいのか、あるいは一定の規定というもので済ますことができるのか検討させていただきたいと思えます。

いずれにしても新町は、職員数が多いということ、あるいは総合支所という組織になっているということから、一定の規定を作るべきだと判断しております。

スリップするかも…冬道の交通安全

冬の運転で大切なのは「滑るかもしれない」という気持ちです。この気持ちを忘れず安全運転を心掛けましょう。歩行者も「歩きにくい」道路になっていますので道路を横断する時など充分注意しましょう。

